令和５年６月号

伊勢市青少年相談センターだより

伊勢市青少年相談センター　伊勢市小俣町元町５４０　小俣総合支所１階　TEL　22-7894

高柳の夜店が４年ぶりに開催

大正４年から始まった「高柳の夜店」は、今年で１０４回目を迎えました。戦争で中断したこともありましたが、令和２年度以降はコロナ禍により中止を余儀なくされていましたので、４年ぶりの開催となります。

６月１日（木）から７月８日（土）の間の１、６、３、８（いちろくさんぱち）の付く日に加え、期間中の毎週土曜日の合計１９回実施されます。開催時間は午後５時から午後９時まで、期間中には、近隣市町の日が設けられ、物産展や和太鼓の演奏なども行われます。

数年前までは高校生、有職、無職の青少年らが、特定の場所にたむろし、喫煙、飲酒などの不良行為が、たくさん見られたと聞きました。警察、学校関係のパトロールをはじめ、主催者および関係者の努力により、照明施設を増やし、神社の境内を立ち入り禁止にしたり、道路に水を撒き、座り込まないようにするなど環境を整えた結果、近年は健全な夜店の姿が戻ってきています。

今後も子ども連れの家族が楽しめる健全な夜店が継続できるように、青少年相談センターも街頭指導活動を再開します。蒸し暑く天候も不順な時期であり、また日中の勤務を終えられたお疲れの時間帯での街頭指導になりますが、青少年指導員の皆様方よろしくお願いします。

集合場所は高柳立体駐車場地下会議室です。車で来られる方は、厚生小学校の職員駐車場を利用していただくか、有料とはなりますが、高柳立体駐車場をご利用いただいても結構です。

青少年の日５日　家庭の日19日

自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう

改正道路交通法の施行により、令和５年４月１日から自転車の利用者全員に対して、ヘルメット着用が努力義務化されました。

自転車乗車時のヘルメットの着用ついては、改正前は、１３歳未満の児童や幼児が乗るときにかぶらせるように保護者への努力義務が定められていましたが、法律改正に伴い、令和５年４月１日以後は、自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

また、保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

＜道路交通法　第６３条の１１＞

第１項

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

第２項

自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第３項

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

警察庁によりますと、ヘルメット未着用だと事故での致死率が着用時の約2.2倍であるということです。ヘルメットの着用を習慣化しましょう！！